

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	「新宿区事業継続計画（防災センター災害対策本部設置版）」の策定に伴う参集予測に係る職員個人情報の目的外利用等について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第 11 条第 2 項第 5 号（目的外利用）

【報告】

◇第 14 条第 1 項（業務委託）

（担当部課：区長室危機管理課危機管理係）

事業の概要

事業名	「新宿区事業継続計画（防災センター災害対策本部設置版）」の策定に伴う職員の参集予測
担当課	危機管理課
目的	「新宿区事業継続計画（防災センター災害対策本部設置版）」の策定に伴い、発災後、何時間で、何人の職員が、どこに、参集できるかを把握するため
対象者	新宿区職員（常勤職員及び再任用職員）
事業内容	<p>大規模地震により区役所本庁舎における業務遂行に支障が生じた場合、災害対策本部を防災センターに設置して災害応急活動を行うとともに、地域センター等の区役所本庁舎の代替施設で業務を継続することに関して定めることを目的とした「新宿区事業継続計画（防災センター災害対策本部設置版）」を平成 24 年度中に策定する。</p> <p>「職員の参集予測」とは、発災後、何時間で、何人の職員が、どこに、参集できるかを予測するものであり、事業継続計画を策定する際に、欠かすことのできないものである。</p> <p>平成 22 年度に策定した「新宿区事業継続計画（地震編）」は、震災時、非常配備職員（すべての常勤職員及び再任用職員）の本庁舎への参集予測に基づくものであった。</p> <p>一方、「新宿区事業継続計画（防災センター災害対策本部設置版）」は、震災時、区役所本庁舎における業務遂行に支障が生じることを想定して、非常配備職員の防災センター（災害対策本部）や代替施設などそれぞれ参集すべき場所までの参集予測に基づくものとする。</p> <p>なお、「新宿区事業継続計画（防災センター災害対策本部設置版）」に係る「職員の参集予測」は、本件目的外利用により得る情報及び毎年 4 月に行う「非常配備態勢名簿」の整備後、見直しを行うこととする。</p> <p>(イメージ図)</p> <pre> graph LR A[事業継続計画（地震編）] --- B[事業継続計画（防災センター災害対策本部設置版）] C[事業継続計画（新型インフルエンザ編）] </pre> <p>(対象者数)（平成 24 年 4 月 1 日現在） 2,997 人（常勤職員 2,735 人、再任用職員 262 人）</p>

件名 「新宿区事業継続計画（防災センター災害対策本部設置版）」の策定に伴う参集予測に係る職員個人情報の目的外利用について

保有元		利用先	
保有課	人事課	利用課	危機管理課
登録業務の名称	職員の人事管理	登録業務の名称	職員の参集予測
登録業務の目的	職員の人事管理	登録業務の目的	震災後、職員の参集状況を把握すること。
登録業務に係る個人情報の記録媒体	電磁的媒体	登録業務に係る個人情報の記録媒体	電磁的媒体
目的外利用を行う理由	人事課所有のデータを活用することで、「震災後の職員の参集予測」が、人事異動や退職、新規採用に即応して行うことができる。		
目的外利用を行う情報項目	【新宿区非常配備態勢要員（常勤職員及び再任用職員）に係る情報項目】 氏名、職員番号、所属情報（部、課及び係の名称）、役職、住所の郵便番号		
目的外利用を行う際に使用する記録媒体	電磁的媒体		
目的外利用の時期・期間	審議会の承認後（以降継続）		
緊急時の目的外利用における本人通知の状況	*****		

件名 「新宿区事業継続計画(防災センター災害対策本部設置版)」の策定に伴う

参集予測に係る業務の委託について

保有課(担当課)	危機管理課
登録業務の名称	「新宿区事業継続計画(防災センター災害対策本部設置版)」の策定に伴う参集予測に係る業務
委託先	NKS J リスクマネジメント株式会社
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【新宿区非常配備態勢要員(常勤職員及び再任用職員)に係る情報項目】 所属情報(部、課及び係の名称)、役職、住所の郵便番号、 所属の災害対策本部及び災害対策班の名称、 特別非常配備態勢要員該当の別、非常時参集施設の名称
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体
委託理由	郵便番号に係る情報に基づき、新宿区非常配備態勢要員が、それぞれ参集すべき場所(防災センター及び代替施設)までの参集予測を的確かつ迅速に行うには、「参集予測」に係るノウハウ、人員が必要であるため
委託の内容	区から送付された情報に基づき、震災後、新宿区非常配備態勢要員が、それぞれ参集すべき場所(防災センター及び代替施設)までの参集時間を予測し、当該情報に付加すること。
委託の開始時期及び期限	審議会の下承後(以降継続)
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 10 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり

乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

11 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

12 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

13 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

14 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

15 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

16 乙は、第1項から第14項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

